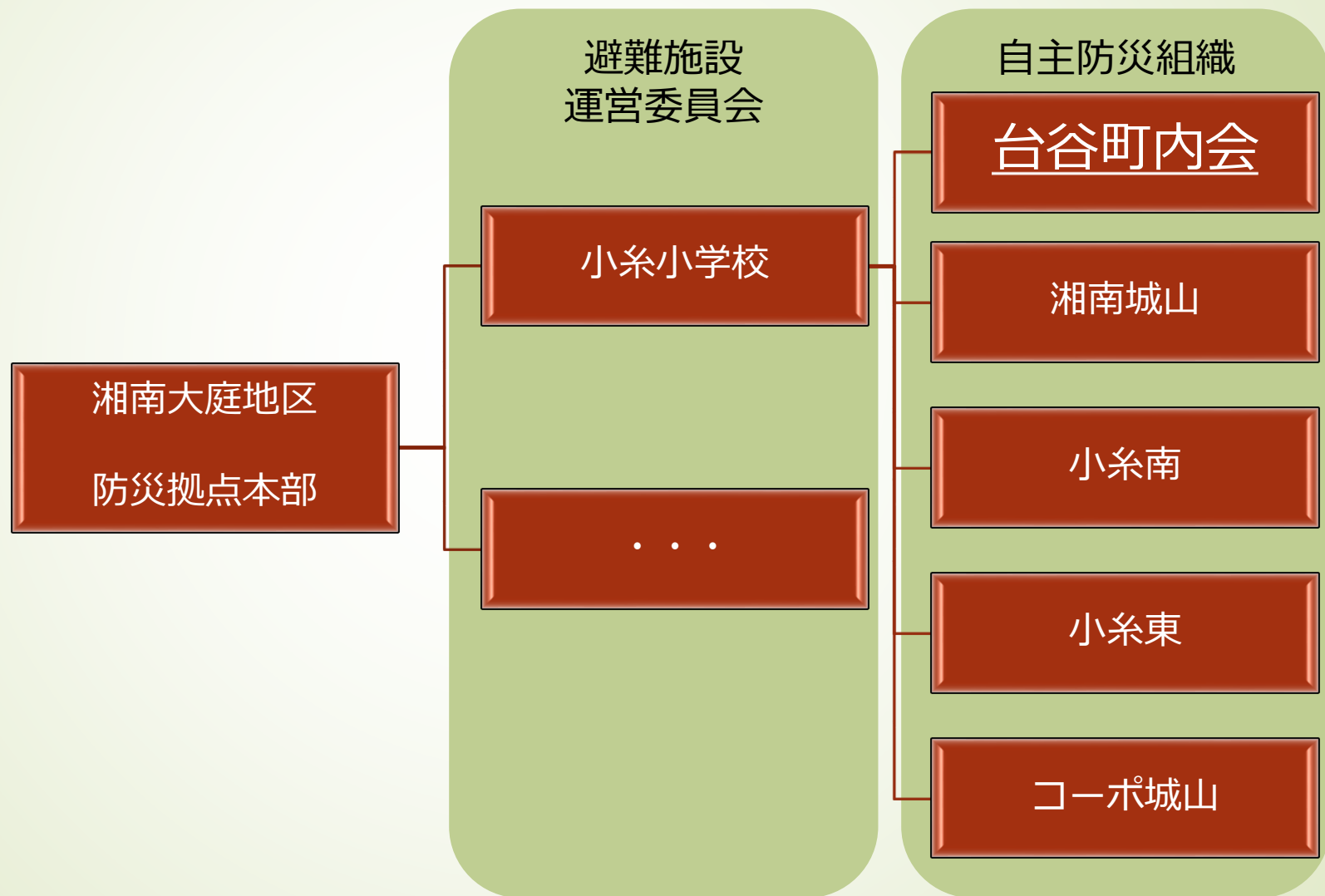


台谷町内会 自主防災組織

準備委員会で決めるべきこと

1. 湘南大庭地区防災拠点本部 組織図



1-1.組織の編成と任務分担

避難施設運営委員

小糸小避難施設 運営委員会

小糸小避難施設運営委員会は以下のメンバーで構成され、
平時の防災訓練および災害時の避難施設運営にあたる。

- ・ 会長1名、副会長2名
- ・ 総務班、名簿班、食料班、物資班
救護班、衛生班、情報広報班
→各班は班長1名および班員1～2名からなる。

年度	台谷町内会 役割			
平成25年度	副会長	食料班班長	食料班班員	食料班班員
平成26年度	会長	総務班班長	総務班班員	総務班班員
平成27年度	救護班班長	救護班班員	衛生班班長	衛生班班員
	...			



2. 平常時に実施すべきこと

自主防災組織立ち上げと継続的な活動について

2-1. 自主防災組織が平常時に実施すべきこと (自主防災組織の立ち上げ)

自主防災組織規約の制定

防災計画の策定

- 災害時要援護該当者の内、避難支援希望者の把握と要援護者個人カードの作成
- 組織内の世帯名とその家族構成の把握
- 防災訓練の計画

大地震発生時の危険個所調査・把握

一時避難施設および広域避難場所への経路把握

- 一時避難施設への経路は班単位に、広域避難場所への経路は自治会統一で作成すること。

2-2. 自主防災組織が平常時に実施すべきこと (継続的に実施)

各家庭に防災に関する知識の普及および防災意識の啓蒙

防災訓練の実施

- 年度ごとに自主防災組織の役員決定後に実施する。
- 小糸地区避難施設運営委員会開催の防災訓練へも参加する。

災害対処用資機材の備蓄と定期点検・整備

- 備蓄すべき機材の選定（次回、自主防災役員会で確認）
- 定期点検・整備は防犯部長が1回/月で実施（町内会規約で制定済み）

家庭用消火器の設置普及と更新斡旋

- 消火器のみでなく災害時に必要な物資について、一括購入による設置普及と更新斡旋を行う。

2-3.平常時の活動（1） 防犯知識の普及について

普及事項

本会、防災計画に関する事項

- 災害の知識に関すること
- 災害時危険個所の把握、一時避難場所・広域避難場所への避難経路、避難箇所に関すること
- 各家庭における防災上の留意事項に関すること


普及方法

資料配布・掲示、講演会など

- 簡易マニュアル、ポスターの掲示
- 講演会などの実施



- (1) 防災の日
- (2) 春季および秋季火災予防運動期間
- (3) 自治会行事実施の機会



2-3. 平常時の活動（2） 防災訓練について

訓練種別

個別訓練および総合訓練に関する事項

- 個別訓練は（1）情報の収集伝達、（2）消火訓練、（3）避難訓練、（4）救出救護、（5）給食・給水の単位に実施する。
- 総合訓練は、2つ以上の個別訓練を一度に実施する。


実施計画

個別訓練および総合訓練の実施計画

- 訓練の実施に際しては、訓練の目的、実施要領を明らかにした実施計画を作成する。



- （1）防災の日
- （2）春季および秋季火災予防運動期間
- （3）自治会行事実施の機会



2-3.平常時の活動（3） 防災資機材などの備蓄・管理について

- ▶ 調達計画、保管場所、管理の方法などを定める



3. 災害時に実施すべきこと

自主防災組織として実施すべきこと

3-1. 自主防災組織が災害時に実施すべきこと

情報の収集、伝達

出火防止、初期消火

救出・救護

避難誘導および食料・物資受け入れについて

避難施設の運営について


3-2. 災害時の活動（1） 情報の収集、伝達について

情報の収集内容

- 地域内の災害状況（住民の安否確認、家屋損壊状況、水道・電気使用状況など）
- 防災関係機関および歩道機関の提供する状況


情報の収集伝達方法

- 各班長から地域内の災害状況の報告を受ける
- 情報班は、テレビ・ラジオ（FM）・湘南大庭地区防災本部から情報を収集する
- 情報班は、一時避難場所間ではトランシーバーを、全世帯へは班長を経由して伝達する。




3-2.災害時の活動（2） 出火防止、初期消火について

- ▶ 出火防止対策、初期消火対策などについて定める




3-2.災害時の活動（3） 救出・救護について

- ▶ 被災者の有無、行方不明者の救出、要援護者の安全確保などについて定める



3-2.災害時の活動（4） 避難誘導について

- ▶ 避難誘導の指示・方法および避難経路、場所などを定める



3-2.災害時の活動（5） 給食・給水について

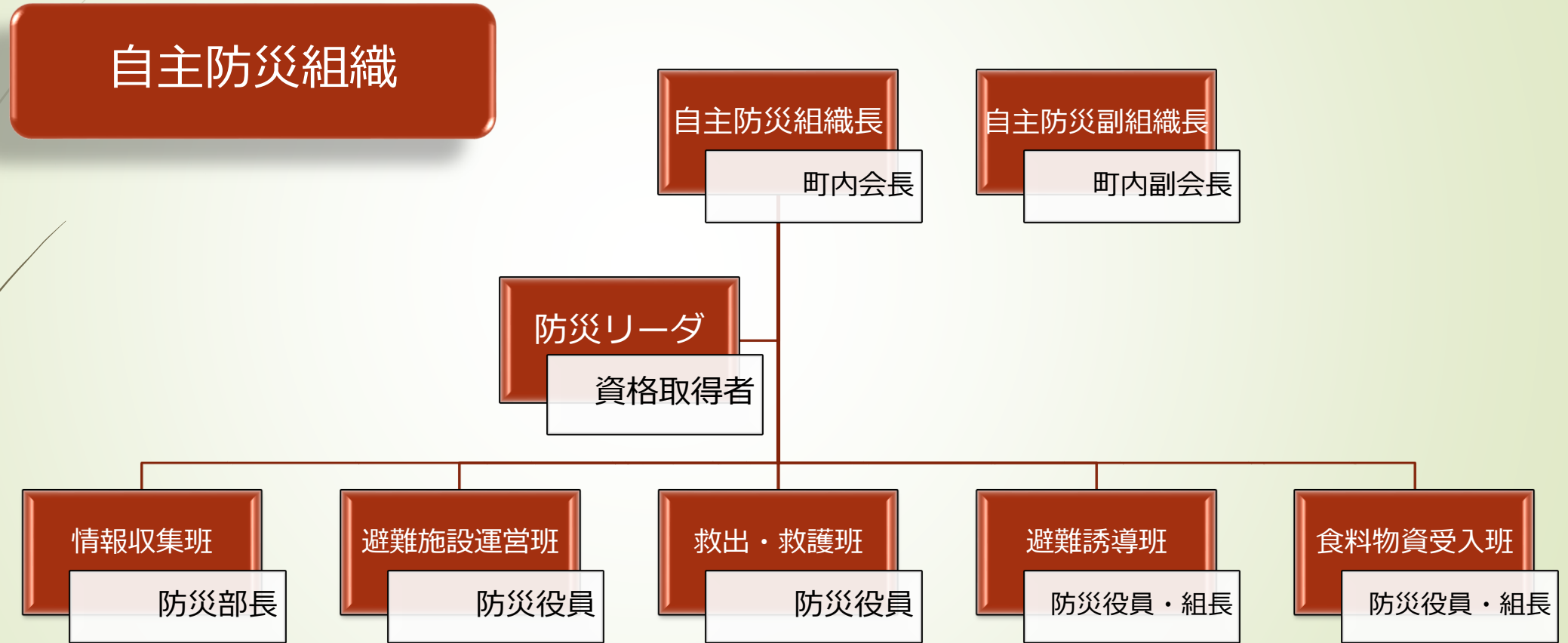
- ▶ 食料や飲料水の確保、配給・炊き出しなどを定める



4. 自主防災組織 組織案

4-1. 自主防災組織

組織の編成と任務分担（組織図） 【案】



4-1. 自主防災組織

組織の編成と任務分担（組織図） 【案】

防災組織長

- 【平常時】市、近隣自治会等と連携した活動を実施する。
- 【災害時】活動全体の把握および指揮を行う（※）。

防災副組織長

- 防災部長を補佐し、防災部長に事故あるときはその任務の代行を担当する。

※具体的な活動内容

- 人的被害の把握と救出救援活動に対する指示
- 詳細な被害状況の把握のため、安否確認の実施指示
- 安否確認の結果に基づく対応の検討と実施指示
- 地域の被害状況等の行政への報告
- 近隣自治会との対外折衝
- 必要に応じて専門能力者に部分的権限の委譲
- その他、自治会内の災害対応に必要な事項に関する判断

4-1. 自主防災組織

組織の編成と任務分担（組織図） 【案】

防災リーダー

- 防災リーダーの講習を受け、災害時の小糸地区避難施設運営委員会・台谷自主防災組織の支援を行う。

情報収集班

- 地域内および公共機関の情報を収集・伝達する。（自主防災役員）
- 地区防災拠点との連絡調整を行う。（自主防災役員）
- 在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。（組長）

4-1. 自主防災組織

組織の編成と任務分担（組織図） 【案】

消火班

- 出火時における消火活動の指揮を行う。
- 町内への出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 初期消火活動を実施する。

救出・救護班（防災役員）

- 防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備を行う。
- 負傷者の救出および搬送を行う。を行う。
- 負傷者の応急救護、医師等との連絡を行う。

3-1. 自主防災組織

組織の編成と任務分担（組織図） 【案】

避難誘導班（組長）

- 被災者の安否確認および防災組織長への報告を行う。
- 住民等の広域避難場所への誘導を行う。

給食・給水班

- 避難施設と連携し、食料・飲料水の調達を行う。（自主防災役員）
- 食料・飲料水の配布（炊き出しなど）を行う。（各組組長）
※主に避難施設への避難後に活動する。